

(別紙1)

村上市パブリックコメント手続を行う案件

案件の名称	村上市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例(案) 及び村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例(案)		
意見募集期間	自：平成 26 年 12 月 1 日 至：平成 26 年 12 月 22 日	担当課局	介護高齢課
案件の概要	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第3次地方分権一括法)の施行に伴い、介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターに関する基準及び指定介護予防支援の事業に係る基準等について、市町村が地域の実情に応じて条例で定めることとなりました。</p> <p>このため、村上市でも、平成 27 年 4 月 1 日からの制定に向けて準備を進めています。</p> <p>このたび、とりまとめた条例の考え方について、市民の皆さまからご意見を募集し、寄せられたご意見を考慮しながら条例制定を進めてまいります。</p>		
案件の趣旨、目的及び背景	<p>○目的 次の条例を定める。</p> <ul style="list-style-type: none">・村上市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例・村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例		
今後の予定	12月1日～22日 パブリックコメント 1月中 パブリックコメントの結果公表 3月 村上市市議会3月定例会に上程		
備考			